

2024 年中国最高人民法院知財法判例抜粋

目次

1 原産地表示を内容とする証明商標の侵害認定における考慮要素	2
2 商標権侵害に対する先使用による抗弁の成立要件	3
3 観光地に関する商標の正当使用の可否	6
4 侵害者利益が明らかな場合、損害賠償額は当該利益に基づいて算定される	6
5 小売サービスと「販売促進のための企画及び実行の代理」サービスが類似するかどうかの判断	9
6 医薬品における商標権侵害事件における標識貢献率の算定及び懲罰的損害賠償の適用	11
7 商品の外観をもって商標登録を申請した場合における識別力の判断	12
8 商標登録が他人の先行ドメインに対する権利を侵害するかどうかの認定	13
9 商標法第 44 条「その他不正な手段による登録取得」の適用	16
10 商標連続三年不使用取消案件における指定商品の認定	19
11 ゲーム配信プラットフォームの行為が「販売促進のための企画及び実行の代理」サービスに該当するかどうかの認定	19

1 原産地表示を内容とする証明商標の侵害認定における考慮要素

【案件番号】(2024) 最高法民再 21 号

【裁判要旨】

被告の行為が、原産地表示を内容とする証明商標の権利侵害に該当するか否かを判断するにあたっては、以下の要素を総合的に考慮する必要がある。

1. 被告商品が、当該証明商標により証明される使用条件、すなわち特定の産地に由来することを満たしているかどうか。
2. 被告商品が、当該原産地商品に特有の品質や特性を有しているかどうか。
3. 被告の行為が、商品の産地や品質に関して、需要者に出所の混同や誤認を生じさせるおそれがあるかどうか。

項目	内容
案件番号	(2024) 最高法民再 21 号
審理人民法院	最高人民法院
当事者	再審申立人：五常市某協会 被申立人：浙江某農業科技有限公司、德惠市某米業有限公司
事件の経過	再審申立人は、被申立人が無断で地理的表示証明商標「**米」を使用し、かつ商品が品質基準を満たしていないことを主張し、商標権侵害および不正競争行為が成立するとして訴えた。
終審人民法院の認定要点	1. 被告大米（米）は確かに五常産の原料を使用しているが、認証を受けておらず「**米」の品質基準（GB/T19266）に達していなかったため、商標権侵害に該当すると認定。 2. 被申立人に対し、経済的損害及び合理的費用として合計 7 万元の支払いを命じた（一審判決を支持）。
判決文抜粋	被告の行為が、原産地表示を内容とする証明商標の商標権を侵害するか否かを判断するにあたっては、次の各要素を総合的に

検討する必要がある。

1. 被告商品が、当該証明商標により証明される使用条件、すなわち特定の産地に由来することを満たしているかどうか。
2. 被告商品が、当該原産地商品に特有の品質や特性を有しているかどうか。
3. 被告の行為が、商品の産地や品質に関して、需要者に出所の混同や誤認を生じさせるおそれがあるかどうか。

以上を踏まえると、現時点で提出されている証拠では、被告が販売した米が「**米」として認証された原産地商品に特有の品質を有しているとは認められない。

原審（二審人民法院）は、被告の米が五常市で生産されたという事実のみを根拠として、「**米」原産地商品の特定品質に達していると認定したが、これは法的根拠を欠いたものであり、当審はこれを是正するものである。

また、証明商標の適法な使用には、「**米」の原産地商品としての特定品質を備えていることが前提となる。ところが、某 1 社の使用行為は、需要者に対し、被告の米が「**米」としての品質を有していると誤認させるおそれがある。

この点、某 1 社および某 2 社は、五常市の関連協会の許諾を得ることなく証明商標を使用しており、その行為は当該協会の商標権を侵害するものである。原審の判断はこの点において誤りがあり、当審がこれを是正した。

2 商標権侵害に対する先使用による抗弁の成立要件

【案件番号】（2024）最高法民再 218 号

【裁判要旨】

商標に関する先使用抗弁の適用にあたっては、先に商標を使用していた者の利益と、登録商標の専用権者の権利とのバランスを適切に調整する必要がある。

同一または類似の商品について、登録商標と同一または類似する商標を、相当の周知性をもって、善意かつ先行して使用していた場合には、その先使用者は、これまでの使用態様や範囲において継続してその商標を使用することが認められる。

もっとも、先使用の開始時期が登録商標の出願日前であったとしても、当該使用が登録商標の使用開始時期よりも後であり、かつ先使用者が当該登録商標の存在を知っていた、または知り得べき事情があったと認められる場合には、先使用に基づく抗弁は成立しない。

項目	内容
人民法院	
一審人民法院	湖北省荊門市中級人民法院
二審人民法院	湖北省高級人民法院
再審人民法院	中華人民共和國最高人民法院
当事者	
再審申立人（原審一審原告・二審上訴人）	老百姓大藥房連鎖股份有限公司
被申立人（原審一審被告・二審被上訴人）	荊門市老百姓大藥堂連鎖有限公司
事件経過	
訴訟提起	老百姓股份公司は、荊門老百姓公司に対し、商標権侵害行為の差止め、「老百姓」の商号使用の中止、企業名称の変更、さらに損害賠償および権利行使にかかる費用を含む合計 150 万元の支払いを求めて、第一審人民法院に訴訟を提起した。
終審人民法院の認定要点	
先使用抗弁	荊門老百姓公司による「老百姓」の商標設立および使用の時期は、確かに係争商標の出願日より早かった。しかし、老

	<p>百姓股份公司は、2001年10月25日までにすでに「老百姓」の商号を使用しており、荊門老百姓会社の設立以前から一定の影響力を有していた。</p> <p>荊門老百姓会社は、同業他社としてこのような状況を認識していた、または少なくとも認識し得る立場にあったと認められ、そのため、先使用に基づく抗弁は成立しないと判断された。</p>
商標侵害	<p>荊門老百姓会社が、店舗の看板、営業所、インターネット上の公式アカウントにおいて「老百姓」の商標を使用した行為は、係争商標と類似しており、商標権の侵害に該当すると認められる。</p>
不正競争	<p>荊門老百姓会社が「老百姓」の商標を出願し、老百姓股份公司与同一の第35類サービスにおいてこれを使用した行為は、需要者に対し混同または誤認を生じさせるおそれがあり、不正競争防止法上の不正競争行為に該当すると認められる。</p>
損害賠償責任	<p>荊門老百姓会社は、商標権侵害行為の差止めおよび損害賠償責任を負うものとされた。人民法院は、係争商標の識別力や知名度、ならびに荊門老百姓会社の事業規模等の諸要素を総合的に考慮した上で、損害賠償額を20万元と認定した。</p>
判決文抜粋	<p>商標法は、登録されていない商標であっても、既に使用されており、一定の条件を満たす場合には一定の保護を与えている。そのため、先に商標を使用していた者には、後願の登録商標に対して、いわゆる「先使用による抗弁」を主張する余地が認められている。</p> <p>もっとも、この抗弁は、商標法の基本原則である登録主義を否定するものではないため、その適用にあたっては、先使用者と登録商標権者との利益のバランスを図る必要がある。</p> <p>具体的には、同一または類似の商品について、第三者の登録商標と同一または類似する商標を、一定の信用や認知を伴って善意で先行使用していた場合には、当該先使用者は、従前の使用態様や使用範囲の範囲内に限り、その使用を継続することが許容される。</p> <p>ただし、先使用の開始時期が商標登録にかかる出願日より早かったとしても、登録商標権者がそれ以前に使用を開始していた場合や、先使用者が当該登録商標の存在について知っていた、あるいは通常であれば知り得たと認められる場合に</p>

は、先使用による抗弁は成立しないと解すべきである。

3 観光地名に関する商標の正当使用の可否

【案件番号】(2024) 最高法民再 123 号

【裁判要旨】

商標が、単に観光地名の名称を指示する目的で使用されている場合や、当該観光地に関する内容や特徴を直接的に記述するものであって、その使用の態様が必要な範囲にとどまり、かつ、通常の注意力を有する需要者がその取引上の経験に照らして商品やサービスの出所について混同を生じないと判断できるときは、当該商標の使用は正当かつ合理的なものと認められ、商標権の侵害には該当しない。

判決文未公開

4 侵害者利益が明らかな場合、損害賠償額は当該利益に基づいて算定される

【案件番号】(2023) 最高法民再 178 号

【裁判要旨】

商標法第 63 条は、損害賠償額の算定方法について、その適用順序を定めている。

人民法院は、商標権侵害による損害額を算定するにあたり、まず、権利者が侵害行為によって被った逸失利益を基準とすることとされている。これが立証できない場合には、侵害者が当該侵害行為により得た利益を参照し、さらに、これらいずれも特定できないときには、通常支払われるべきライセンス料を基礎として損害額を算定する。

そして、権利者の逸失利益、侵害者利益、またはライセンス料のいずれの方法によっても損害額を確定できない場合に限り、法定賠償額が適用される。

項目	内容
一審人民法院	湖南省郴州市中級人民法院
二審人民法院	湖南省高級人民法院
再審人民法院	中華人民共和國最高人民法院
再審申立人（一審原告・二審上訴人）	某国際私人有限公司（以下、某甲公司）
被申立人（一審被告・二審被上訴人）	王某豊、浙江某ネットワーク有限公司（以下、某乙公司）
起訴	某甲公司是對一審人民法院對、王某豊による侵害商品販売の停止、侵害店舗の閉鎖、在庫侵害商品の廃棄、某乙公司による侵害商品リンクの削除を求め、さらに両者に対して損害賠償および権利行使にかかる費用の合計 322,134 元の支払いを請求した。
一審判決	王某豊に対し、某甲公司に損害賠償および権利行使にかかる費用として合計 4 万元を支払うよう命じ、それ以外の請求を棄却。
上訴	某甲公司是對一審判決に不服を申し立て、判決の取消及び一審での全請求の認容を求めて上訴。
二審判決	上訴を棄却し、原判決を維持。
再審申立て	某甲公司是對二審判決に不服を申し立て、最高人民法院に再審を申請。
再審裁定	(2023) 最高法民再 178 号
再審判決	一審、二審の民事判決を取消。一審判決の第一項と第三項を維持し、第二項を変更して、王某豊に対し某甲公司への損害賠償および権利行使にかかる費用として合計 302,550 元の支払いを命じた。
商標侵害	王某豊は淘宝（タオバオ）の店舗を通じて、某甲公司の商標権を侵害する商品を販売しており、商標権侵害が成立。
損害賠償責任	王某豊は、路上販売などから仕入れた商品を明らかに正規品より低価格で販売しており、販売していた商品が他人の商標

	<p>権を侵害していることを認識すべきであったと認定され、賠償責任を負うこととなった。</p> <p>権利者の逸失利益、侵害者利益、ライセンス料のいずれも特定できない場合にのみ法定賠償が適用されるが、本件では侵害による利益額が十分に証拠で立証されており、これに基づく賠償額の算定を優先すべきである。一審・二審人民法院が直接法定賠償を適用したのは誤りであり、最高人民法院はこれを是正した。</p>
その他	<p>某乙公司是ネットワークサービス提供者として合理的な注意義務を尽くしており、連帯賠償責任を負う必要はない。</p>
判決文抜粋	<p>本件で原告である某甲公司是、侵害者利益を基に損害賠償を請求し、次の2つの方法で算定した。</p> <p>① 実際の取引データによると、侵害商品は6,782件販売され、最高原価70元、売上204万元、利益150万元とされる。</p> <p>② 別の方法では、販売価格158元、原価70元に基づき、利益率は約55.69%、利益額は約113万元と算出される。</p> <p>人民法院は、損害賠償額を合理的に確定するため、権利者の逸失利益、侵害者利益、またはライセンス料に基づく立証を求め、これらが特定できない場合にのみ法定賠償額を適用する。</p> <p>本件では、原告が侵害による利益額に基づく賠償額を十分な証拠と共に提示したため、人民法院（最高人民法院）はこの方法を優先すべきだと判断した。よって、第一審および第二審が法定賠償を適用したのは誤りである。</p> <p>また、仮に法定賠償を適用する場合でも、侵害商品の販売状況（価格、数量など）は賠償額の判断基準として考慮されるべきである。</p> <p>さらに、賠償額を増額すべき理由が認定された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被告の店舗は「海外購入代行」を名乗り、実際には他人の商標権を侵害していた。 2. 王某豊は複数の店舗を運営し、商標権侵害を行っていた。 <p>これらの事情は賠償額を減額するものではなく、むしろ賠償額を増額する理由となる。</p> <p>第二審では賠償額の調整について言及されたが、最高人民法院は、侵害商品に関する具体的な販売データ（販売価格、数量、原価など）が明確であるため、損害額や利益額の確定が困難であるとの理由で法定賠償額を機械的に適用・</p>

調整することは相当でないと判断した。

5 小売サービスと「販売促進のための企画及び実行の代理」サービスが類似するかどうかの判断

【案件番号】(2022)蘇民終356号

【裁判要旨】

商品販売業者がエンドユーザーに対して提供する小売サービスは、その目的、内容、方法、対象のいずれにおいても、第35類「販売促進のための企画及び実行の代理（推銷）」サービスと高度に類似している。

小売サービスの提供において、無断で第35類「販売促進のための企画及び実行の代理」サービス用の商標と同一の標識を使用し、関連する消費者にサービスの出所について混同や誤認を生じさせるおそれがある場合には、商標権侵害が成立すると認定される。

項目	内容
一審人民法院 ／案件番号	江蘇省南京市中級人民法院 (2019)蘇01民初727号
二審人民法院 ／案件番号	江蘇省高級人民法院 (2022)蘇民終356号
案由	商標権侵害及び不正競争行為に関する紛争
二審合議廷	審判長：袁滔 審判員：張曉陽 審判員：劉莉
法廷補助員	韓文津
書記官	石慧君

当事者	<p>上訴人（原審被告）：北京棉田紡織品有限公司</p> <p>上訴人（原審被告）：北京無印良品家居用品有限公司</p> <p>上訴人（原審被告）：東台市德潤ショッピングモール有限公司</p>
	<p>被上訴人（原審原告）：株式会社良品計画</p> <p>被上訴人（原審原告）：無印良品（上海）商業有限公司</p>
一審判決結果	<p>1. 北京無印良品投資有限公司に対し、株式会社良品計画及び無印良品（上海）商業有限公司が保有する第 20 類第 447126 号、第 21 類第 4471267 号「無印良品」登録商標の専用権侵害行為の即時停止を命じる。</p> <p>2. 北京無印良品家居用品有限公司に対し、株式会社良品計画及び無印良品（上海）商業有限公司が保有する第 16 類第 4471270 号、第 35 類第 4471277 号、第 16240403 号「無印良品」登録商標の専用権侵害行為の即時停止を命じる。</p> <p>3. 北京無印良品投資有限公司及び北京無印良品家居用品有限公司に対し、企業名称中の「無印良品」使用の不正競争行為の即時停止及び、判決確定日から 30 日以内に企業名称変更登記を行うことを命じる。</p> <p>4. 東台市德潤ショッピングモール有限公司、北京棉田紡織品有限公司、北京無印良品投資有限公司及び北京無印良品家居用品有限公司に対し、判決確定日から 10 日以内に株式会社良品計画及び無印良品（上海）商業有限公司に対し経済的損失（合理的権利行使費用を含む）として 50 万元を連帯して賠償することを命じる。</p> <p>5. 株式会社良品計画及び無印良品（上海）商業有限公司のその他の請求は棄却された。</p>
二審判決結果	上訴を棄却し、原判決を維持。
二審判決日	2024 年 8 月 8 日
判決文抜粋	<p>さらに指摘すべきは、第 4471277 号及び第 16240403 号「無印良品」サービス商標（第 35 類）に関するものである。本件において、東台市德潤ショッピングモール有限公司は、文房具、洗面衛生用品、寝具、スリッパ等の日用雑貨について、エンドユーザー向けに小売サービスを提供していた。そのサービスの目的、内容、方法、対象を考慮すると、株式会社良品計画が登録した第 4471277 号及び第 16240403 号「無印良品」商標に係る「販売促進のための企画及び実行</p>

の代理」サービスと高度に類似しており、両者の違いは「**他人の商品を推奨するか、自ら商品を販売するか**」という点に過ぎず、一般消費者にとっては容易に区別できない。

東台市徳潤ショッピングモール有限公司は、提供する小売サービスにおいて、店舗の看板、店内のポスター、レジカウンターの背景、ショッピングバッグ、買い物かご、宣伝ポスターなどに「無印良品」商標と同一の標識を使用していたため、関連する消費者に混同を生じさせ、株式会社良品計画および無印良品（上海）商業有限公司が提供するサービスと誤認される結果となり、商標権の侵害に該当すると認定された。

また、東台市徳潤ショッピングモール有限公司が使用した侵害商標およびその配置方法は、北京無印良品家居用品有限公司が設計・提供・許可したものであり、北京無印良品家居用品有限公司もまた、株式会社良品計画が保有する登録第 4471277 号および第 16240403 号商標「無印良品」に基づく権利を侵害したと認定された。

<https://mp.weixin.qq.com/s/GPXKuoPpUtPCWVGJhNzqYhw>

6 医薬品における商標権侵害事件における標識貢献率の算定及び懲罰的損害賠償の適用

【案件番号】（2021）蘇 05 民初 437 号

【裁判要旨】

1. 医薬品の商標権侵害事件では、薬品業界の全体的な発展動向や消費者の薬品購入に関する視点、特定の薬品市場に参入するための障壁、オリジナル医薬品とジェネリック医薬品の技術的差異、ならびに製薬企業のブランド力など、複数の要因を総合的に考慮した上で、問題となる商標が被告の侵害薬品に与える影響を合理的に算定すべきである。
2. 被告が権利者の株主であり、かつ同業他社である場合、持株関係が終了した後に同一商品について権利者の商標と類似する商標を登録・使用し、さらにその商標が無効とされているにもかかわらず、侵害行為を続けている場合、加えて当該医薬品が高リスクで混同の危険性が高く、侵害行為が人々の健康に危害を与える可能性がある場合、これは商標法における「悪質な商標権侵害行為」に該当し、懲罰的損害賠償の適用が認められる。

一審人民法院／判決書番号 蘇州市中級人民法院（2021）蘇 05 民初 437 号 民事判決書

二審人民法院／判決書番号 江蘇省高級人民法院（2022）蘇民終 1604 号 民事判決書

甘某薬業は、2002 年に国産第 3 世代インスリン注射液「長秀霖」を開発し、商標登録後、長年にわたり中国市場で独占的に販売してきた。一方、東某薬業は、甘某薬業の株主だった過去を持ち、「長舒霖」など類似商標を登録し、2020 年から「長舒霖」をグルルギンインスリン注射液に使用し、販売を開始した。

北京市高級人民法院は「長秀霖」が著名商標に該当すると認定し、東某薬業による商標登録が悪意に基づくもので無効だと判断。その後、甘某薬業は東某薬業に対し、商標権侵害と不正競争行為に基づく損害賠償を求めて訴訟を起こした。

一審人民法院は、東某薬業に対し、侵害による利益の貢献度を 20%以下とし、6000 万元の損害賠償と 81 万元超の合理的費用の支払いを命じた。控訴後、二審人民法院は一審判決を支持し、最終的に原判決が維持された。



<https://mp.weixin.qq.com/s/8LztCWCJTU3LnQxIDwZ9Eg>

7 商品の外観をもって商標登録を申請した場合における識別力の判断

【案件番号】(2024) 最高法行申 5449 号

【裁判要旨】

商品の外観を商標として登録申請する場合、出願人が実際の使用を通じて、需要者がその外観を単なる商品の一部としてではなく、商品出所を識別するための商標として認識するに至ったことを、十分な証拠により立証できなかった場合、その商標には識別力がないと認定される。

判決文未公開

8 商標登録が他人の先行ドメインに対する権利を侵害するかどうかの認定

【案件番号】(2024) 最高法行再 244 号

【裁判要旨】

本件商標の登録が他人の先行ドメイン名に対する権利を侵害しているかどうかを認定するには、以下の要件をすべて満たす必要がある。

1. ドメイン名が商標出願日前に登録され、かつ一定の知名度を有していること。
2. ドメイン名の管理者が提供する商品またはサービスが、本件商標に係る指定商品または指定サービスと同一または類似であること。

本件商標と該当ドメイン名が同一または類似しており、関連する消費者に混同や誤認を引き起こすおそれがあること。

さらに、ドメイン名の管理者が提供する商品やサービスの宣伝や使用に関する証拠は、ドメイン名が一定の知名度を有しているかどうかを判断するための事実的根拠として使用できる。

項目	内容
案件番号	(2024) 最高法行再 244 号
人民法院	中華人民共和国最高人民法院
当事者	再審申立人（一審原告・二審上訴人）：杭州匯数智通科技有限公司（以下「匯数智通公司」）

	被申立人（一審被告・二審被上訴人）：国家知識産権局 一審第三者：恒生電子股份有限公司
事件経過	匯数智通公司是、国家知識産権局及び恒生電子股份有限公司を相手取り、無効審判に係る審決取消訴訟を提起した。北京市高級人民法院が 2023 年に下した判決（（2023）京行終 3987 号）に不服を申し立て、最高人民法院に再審を申請した。最高人民法院は、2024 年 6 月 20 日付で（2024）最高法行申 238 号の行政裁定を下し、自ら職権で審理を行うことにした。
終審人民法院の認定要点	<p>1. 係争商標登録が商標法第 32 条に違反するかどうか 最高人民法院は、係争商標の登録が匯数智通会社の先行ドメイン名に対する権利を侵害し、他者が既に使用しており、かつ一定の影響力を有する商標を不正手段で冒認登録したものであると認定した。</p> <p>2. 係争商標登録が商標法第 4 条に違反するかどうか 最高人民法院は、係争商標の登録に関して、商標法第 4 条（使用目的のない大量登録など）に該当する事情は認められず、同条違反は成立しないと判断した。</p>
人民法院の見解詳細	
係争商標の登録が商標法第 32 条に違反するか	
ドメイン名は商標法第 32 条に基づく先行民事権益として保護されるか	最高人民法院は、ドメイン名は法律で保護される民事権益に該当すると認定した。 《最高人民法院の商標確権行政案件審理に関する若干問題の規定》第 18 条及び《コンピューターネットワークドメイン名民事紛争案件審理に関する法律適用問題の解釈》第 4 条に基づき、ドメイン名も先行権益として保護される。
ドメイン名が商標法の保護を受ける条件	<p>(1) ドメイン名の登録時期が係争商標の出願日前であること。</p> <p>(2) ドメイン名が一定の知名度を有すること。</p> <p>(3) ドメイン名と係争商標が同一または類似であること。</p>

	<p>(4) ドメイン名に関連する商品・サービスと係争商標の指定商品・サービスが同一または類似であること。</p> <p>(5) これにより消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあること。</p>
係争商標が匯数智通公司の先行ドメイン名権益を侵害したか	<p>最高人民法院の調査によれば、係争商標の出願日前に匯数智通公司の法定代表者が「datafocus.ai」というドメイン名を登録し、匯数智通公司に使用させていた。</p> <p>このドメイン名はデータ分析、ソフトウェア応用などの分野において一定の知名度を有しており、係争商標の指定サービス（「コンピューターソフトウェアの設計」「コンピューターソフトウェアの保守」等）と類似していた。したがって、係争商標の登録は匯数智通公司の先行ドメイン名権益を侵害したと認定された。</p>
係争商標の登録が「不正な手段による他人商標の先取り登録」に該当するかについて	<p>最高人民法院は、係争商標の登録が《最高人民法院による商標権授与・確定に関する行政案件審理若干問題の規定》第 23 条第 1 項に基づき、「不正な手段による冒認登録」に該当すると認定した。具体的には、匯数智通公司は「DataFocus」商標をデータ分析およびソフトウェア応用サービス分野で使用しており、一定の知名度と影響力を有していた。</p> <p>一方、安正公司は「DataFocus」商標の存在を十分に認識していたにもかかわらず、完全に同一の商標を出願した。この行為は正当性を欠き、消費者に混同を生じさせるおそれが高いため、不正な手段による登録と判断された。</p>
係争商標登録が商標法第 4 条に違反するか	<p>証拠上、係争商標の原出願人である安正公司が、使用の意図なしに大量の商標を登録し、それによって不正な利益を得ようとした事実は確認できなかった。匯数智通公司もまた、安正公司が大量のソフトウェア商標を登録しているとは認めていない。したがって、係争商標登録は商標法第 4 条違反には該当しないとされた。</p>
裁判結果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 北京市高級人民法院の判決（（2023）京行終 3987 号）を取消。 2. 北京知識産権人民法院の判決（（2021）京 73 行初 7495 号）を取消。 3. 国家知識産権局の裁定書（商評字[2021]第 79496 号）「第 39744963 号“DataFocus”商標無効宣告請求裁定書」を取消。 4. 国家知識産権局に対し、第 39744963 号“DataFocus”商標について新たに審決を行うよう命じた。
判決文抜粋	ドメイン名が商標法による保護を受けるための条件

	<p>氏名権、商号権、作品名、キャラクター名などは、商標法第 32 条に基づき先行権利として保護されるためには一定の条件を満たす必要がある。これらの権利が商標法による保護を受けるためには、一定の知名度を有していることが求められる。例えば、商号権は一定の知名度を要し、作品名やキャラクター名も比較的高い知名度が必要である。</p> <p>最高人民法院は、ドメイン名も商標法第 32 条に基づく先行権利として認められるためには、そのドメイン名が登録されており、かつ一定の知名度を有して、消費者がそのドメイン名と特定の商品やサービスを結びつけられる必要があると認定した。</p> <p>さらに、ドメイン名が商標法の保護を受けるためには、以下の条件を満たす必要がある：</p> <ol style="list-style-type: none">1.ドメイン名の登録が、係争商標の出願登録よりも早いこと。2.ドメイン名が一定の知名度を持っていること。3.ドメイン名と係争商標の標識が同一または類似していること。4.ドメイン名が関連する商品またはサービスの影響力を持ち、かつその商品やサービスが係争商標の指定商品またはサービスと類似しており、消費者に混同を引き起こすおそれがあること。
--	--

mp.weixin.qq.com/s/My5mdcsasaTUpllrjYsrxQ

9 商標法第 44 条「その他不正な手段による登録取得」の適用

【案件番号】(2024) 最高法行再 88 号

【裁判要旨】

係争商標が商標法第 44 条第 1 項に規定される「その他不正な手段によって登録を取得した」場合に該当するかを判断する際、単に商標出願人が一定規模に達する多数の商標を出願しているという事実だけをもって、直ちに「その他不正な手段による登録取得」と認定すべきではない。

出願人が係争商標について、真実の使用意図を有していること、または実際に商標を商業利用していること、さらにその出願行為に合理性または正当性が認められる場合には、原則として、係争商標が商標法第 44 条第 1 項に該当すると認定すべきではない。

案件番号	(2024) 最高法行再 88 号
人民法院	中華人民共和国最高人民法院
当事者	再審申立人（一審第三者）：陝西中煙工業有限責任公司 再審申立人（一審原告・二審上訴人）：貴州中心釀酒集團有限公司 被申立人（一審被告・二審被上訴人）：國家知識產權局
事件経過	貴州釀酒公司是、國家知識產權局に対して無効審判に係る審決取消訴訟を提起したが、北京知識產權人民法院の一審判決に不服を申し立て、北京市高級人民法院に上訴した。 北京市高級人民法院は、一審判決を取消、國家知識產權局の審決をも取消、國家知識產權局に対して再度審決を行うよう命じた。これに対し、陝西中煙公司是二審判決に不服を申し立て、最高人民法院に再審を申請した。最高人民法院は、2024 年 3 月 28 日付に行政裁定を出し、自ら職権で審理を行うことにした。
終審人民法院の認定要点	<p>1. 係争商標が 2013 年商標法第 30 条の規定に該当するかについて</p> <p>係争商標と引証商標 1 号はいずれも「招财猫」という文字で構成されており、称呼は同一である。しかし、両商標の指定商品は同一または類似の商品には該当せず、これにより消費者に混同や誤認を生じさせるおそれはないため、係争商標は 2013 年商標法第 30 条に規定される「混同・誤認を招く」情形には該当しないと認定された。</p> <p>2. 係争商標が 2013 年商標法第 44 条第 1 項「その他不正な手段による登録取得」の規定に該当するかについて</p> <p>陝西中煙公司が提出した証拠によれば、係争商標を含む大量の商標登録申請は、同社の生産・営業の実際の需要を超えるものではなく、また係争商標も指定商品において長期かつ大量に使用されており、その登録行為には</p>

	合理性および正当性が備わっていると認められた。したがって、係争商標の登録は 2013 年商標法第 44 条第 1 項に違反するものではないと判断された。
人民法院の見解詳細	
係争商標が 2013 年商標法第 30 条規定の情形に該当するかについて	係争商標と引証商標 1 号は、いずれも「招财猫」という文字を使用しており、文字構成、称呼、観念は同一である。しかし、係争商標は「たばこ」、引証商標 1 号は「果実酒」の指定商品であり、これらは《類似商品及び役務の区分表》において異なる分類に属する。また、機能や用途、販売チャネルなどにおいても大きな違いがあり、同一商品または類似商品とは認められない。したがって、両商標が市場に共存しても、消費者が混同や誤認を生じさせるおそれはないと認定された。結論として、係争商標は 2013 年商標法第 30 条の「同一または類似商品における混同」に該当しない。
係争商標が 2013 年商標法第 44 条第 1 項「其他不正な手段による登録取得」の情形に該当するかについて	<p>商標登録が「其他不正な手段による登録取得」に該当するかを判断する際には、以下の観点を考慮すべきであるとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 商標登録秩序を乱しているか； (2) 公共利益を損なっているか； (3) 公共資源を不当に占有しているか； (4) 不正な利益を追求しているか。 <p>商標登録出願は、使用する真実の意図を伴うべきであり、出願行為には合理性または正当性が必要である。陝西中煙会社が提出した証拠によれば、同社は係争商標を含む多くの商標を第 34 類（たばこ製品及びその宣伝活動に使用される周辺製品やサービス）に登録出願しており、それらはすでに商業的に実際に使用されており、また生産・営業活動上の実際の需要に基づいたものであると認められた。したがって、係争商標の登録行為は合理性・正当性を備えており、「其他不正な手段による登録取得」には該当しないと認定された。</p>
裁判結果	<ol style="list-style-type: none"> 1.北京市高级人民法院（2023）京行終 350 号の判決を取消。 2.北京知識産権人民法院（2022）京 73 行初 5888 号の判決を維持。

裁判日時	2024年8月16日
適用法条	『中華人民共和国行政訴訟法』第69条、第70条第1項・第2項、第89条第1項第2号・第3号 『最高人民法院による〈中華人民共和国行政訴訟法〉適用に関する解釈』第119条第1項 『中華人民共和国商標法』第30条、第44条第1項

mp.weixin.qq.com/s/IuKUdKXxAyc7XN6nrsV5ZQ

10 商標連続三年不使用取消案件における指定商品の認定

【案件番号】(2024)最高法行再51号

【裁判要旨】

係争商標が実際に使用された商品が、《類似商品及び役務の区分表》における標準的な指定商品名称には該当しない場合であっても、その商品が本質的に係争商標の指定商品と同一の商品である場合、または実際に使用された商品が指定商品の下位概念に該当する場合には、係争商標について「指定商品の使用」があったと認定することができる。

また、係争商標の登録後に《類似商品及び役務の区分表》に変更があった場合でも、上記の認定には影響を与えない。

判決文未公開

11 ゲーム配信プラットフォームの行為が「販売促進のための企画及び実行の代理」サービスに該当するかどうかの認定

【案件番号】(2024)京行終6099号

【裁判要旨】

ゲーム配信プラットフォームが、自らのトラフィックおよびユーザーリソースの優位性を活かし、ゲームのライブ配信、ゲームのダウンロード提供、フォーラム運営、プロモーションイベントの企画・実施などを通じて、提携ゲームの宣伝・プロモーションを行い、その結果として提携ゲームのダウンロード数や課金額を増加させ、ゲーム収益の分配を得る行為は、他人の商品またはサービスの販売を企画・宣伝する行為に該当する。

したがって、これらの行為は《類似商品及び役務の区分表》第 35 類における「販売促進のための企画および実行の代理」サービスに該当するものと認定される。

項目	内容
一審人民法院	北京知識産権人民法院
二審人民法院	北京市高級人民法院
再審人民法院	-
再審申立人（一審原告）	広州虎牙信息科技有限公司（以下「広州虎牙公司」）
被申立人（一審被告）	国家知識産権局
一審第三者	杭州虎牙広告有限公司
訴訟の経過	広州虎牙公司是、不使用取消決定に係る不服審判を提起したが、一審で敗訴し、その判決に不服を申し立てて二審人民法院へ上訴した。
一審判決結果	広州虎牙公司の訴訟請求を棄却。
上訴	広州虎牙公司是、一審判決と国家知識産権局の被訴決定の取消を求めて上訴した。
二審判決結果	一審判決及び被訴決定を取消、国家知識産権局に対して、広州虎牙公司による第 15842056 号図形商標に関する取消審判申請について改めて決定を行うよう命じた。
先使用抗弁	-

商標使用状況	<p>広州虎牙公司是、「販売促進のための企画及び実行の代理」サービスにおいて係争商標を実際に使用していた。ただし、「取引相手先の商業及び事業に関する情報の提供」などその他のサービスについては、実際の使用は確認されなかった。</p>
損害賠償責任	<p>-</p>
判決文抜粋	<p>広州虎牙公司是、「販売促進のための企画および実行の代理」サービスにおいて、係争商標を実際に使用していたかどうかについて判断された。商標法第 35 類における「販売促進のための企画および実行の代理」は、他人の商品やサービスの販売を目的とした助言、企画、宣伝、代理などのサービスを指し、これは商品やサービス提供者に向けられるものであり、消費者への直接的な販売行為や、価格差によって利益を得る行為は含まれない。</p> <p>本件では、広州虎牙会社が提出した契約書や証拠（例えば、2020 年のライブコマース活動のプロモーション契約やメディア報道、ビデオキャプチャ）に基づき、指定期間中にライブ配信を通じて商品を宣伝し、販売数を増加させ、プロモーションフィーを得ていたことが証明された。</p> <p>さらに、広州虎牙会社が複数のゲームパブリッシャー・代理店との契約書や「虎牙ライブ」アプリに関する証拠（ゲームダウンロードページ、レビュー、録画映像など）を提出し、ゲーム配信、ダウンロード提供、フォーラム運営、プロモーションイベントを通じてゲームの宣伝を行い、ダウンロード数や課金額を増加させ、収益を得ていたことが明らかになった。</p> <p>これらの行為は、他人の商品またはサービスの販売を企画・宣伝するサービスに該当するとされ、広州虎牙会社が係争商標を合法かつ有効に商業的に使用していたことが証明された。</p> <p>一審判決および被訴決定における誤認に対し、最高人民法院はこれを是正した。</p>